

# ユースプラザの実施について

## ■ 事業の概要

### 1. 居場所・社会経験の場の提供

- ①ふれあい・交流サロンの開設  
平日の放課後や休日、長期休業中に中高生等が気軽に立ち寄り、友達と楽しく話したり、勉強を教え合ったりできる広場を開設します。
- ②子ども・若者の居場所の設置  
支援員・スタッフを配置し、ひきこもりや不登校など、生きづらさを抱える子ども・若者が安全・安心に過ごすことのできる居場所を提供し支援します。
- ③社会経験等の推進  
子ども達の自主性を育む取組として、子ども・若者が興味・関心のある事をテーマにしたセミナーの開催や社会経験、スポーツ活動等の機会を提供するとともに、地域行事との連携により子ども・若者の豊かな育ちを支援します。
- ④自学自習の場の提供  
静かな環境で自学自習がしたいと考える子どもたちを支援し、子どもの積極性や主体性を高める取組を進めます。

### 2. 相談・保護者支援

子ども・若者とその保護者の相談窓口を開設するとともに、保護者の悩みごとや困りごとに応じたセミナーを開催し、同じ課題を抱える保護者同士が情報交換等を行う事により、不安の解消と保護者同士のつながりを深める取組を進めます。

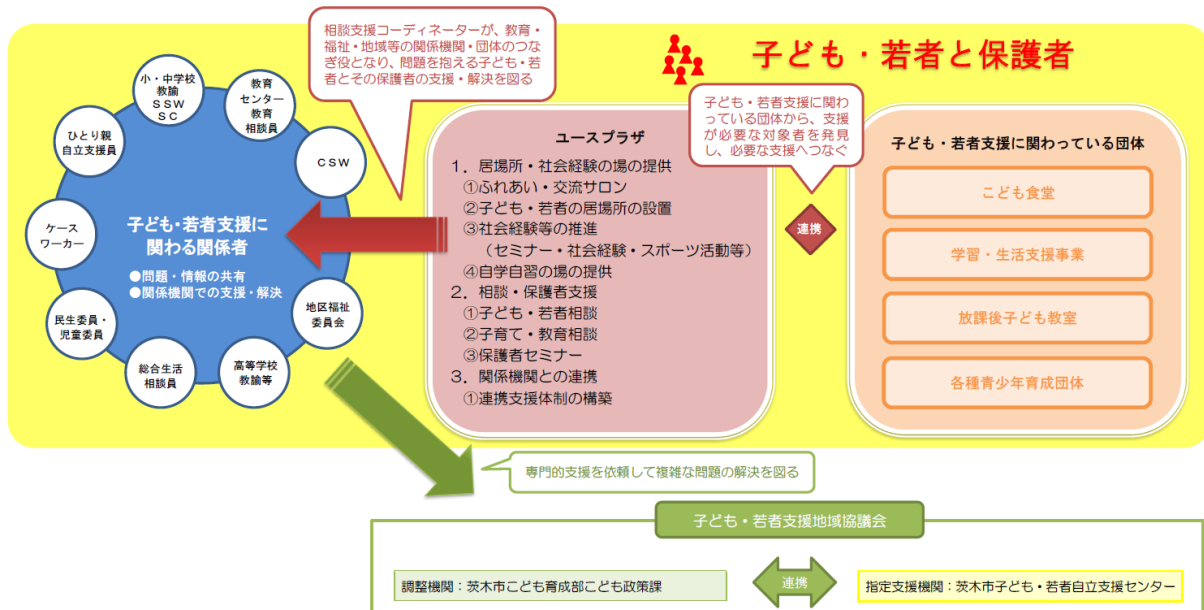
### 3. 関係機関との連携

中学校や高等学校をはじめ、民生委員・児童委員、CSW、SSW、学習・生活支援事業受託者、こども食堂運営事業者など、子ども・若者支援に関わっている団体・組織との連携支援体制を整えます。そのことにより、支援対象者の発見・誘導を行い、それぞれの状況に応じて、必要な施策や支援機関につなぐとともに、複雑なケースについては、子ども・若者支援地域協議会に対し専門的な支援を依頼し、問題の解決を図ります。

## ■ 実施体制

ユースプラザの開設日は、週4日以上とし、開設時間は、午前9時から午後9時とします。  
従事者として、「1.居場所・社会経験の場の提供」に支援員・スタッフを各1名、「2.相談・保護者支援」「3.関係機関との連携」に相談支援コーディネーター1名を配置します。

## ■ ユースプラザのイメージ



SSW：スクールソーシャルワーカー、SC：スクールカウンセラー、CSW：コミュニティソーシャルワーカー

茨木市 こども政策課 子ども・若者支援グループ TEL 072-620-1625